

# 令和7年第5回農業委員会議事録

令和7年5月26日

長瀬町農業委員会

## 令和7年第5回農業委員会議事録

開催通知年月日 令和7年5月26日  
開催年月日 令和7年5月26日  
開催場所 長瀬町役場4階 全員協議会室  
開会時刻宣告者 13時26分 事務局長 常木 真人  
閉会時刻宣告者 13時52分 事務局長 常木 真人  
会長 宮澤 史明 会長職務代理 齊藤喜久夫

### ○出席委員

#### 農業委員

席次	氏名	席次	氏名
1	常木 三郎	10	松本 高正
2	林 春政	11	野原 重信
3	武井 哲夫	12	島田 暁
4	朽原 仁	13	宮澤 史明
5	野原 隆男		
6	鈴木 智子		農地利用最適化推進委員
7	井上ゆかり		第1区域 堀口 栄一
8	山口 俊司		第2区域 坂上 健司
9	齊藤喜久夫		第3区域 須賀 勤

### ○欠席委員

第4区域 野口 稔

議事参与者 事務局長 常木 真人 事務局 大谷 大河  
事務局 小川 竜太

### 会議件名

- (1) 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請1件について
- (2) 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請1件について
- (3) その他

・次回委員会開催日程について

◎開 会

○事務局長 本日は、お忙しい中ご参集いただきまして誠にありがとうございます。

ただいまより令和7年第5回農業委員会総会を開会いたします。

(午後1時26分)

---

◎会長挨拶

○事務局長 それでは、初めに宮澤会長よりご挨拶をお願いいたします。よろしくお願ひします。

○会長 こんにちは。

昨日ですけれども、ミューズパークで開かれた全国植樹祭に、農業委員会長に案内が出ていたので行ってまいりました。野原委員も議員の立場で一緒に参加していただきまして、ご苦労さまでございました。

朝方まで雨が降っていたんですけれども、さーっと上がりまして、天皇陛下が来るときにはもう本当にすっかり上がって、ちょっと午前中は暑いような感じでした。午後になって天皇陛下が来たときには非常にすがすがしいというか、曇りで、風もそよ風という感じで、なおかつ雲海の中に秩父連山が周りに絵のように出てきまして、さすがに持っているなという感じがしました。

ただ、残念だったのが、雅子様が体調を崩して来られなかったということで、特に女性の方はみんながっかりしておられましたけれども、司会のほうは、たい平師匠と、タレントの朝日奈央さん、それからフリーアナウンサーの堀尾さんという3人で総合的に司会をしていただきました。アトラクションも豊富で、非常ににぎやかにできたのではないかなというふうに感じました。6月1日か2日にNHKで流すようですので、気に留めていただいて、もし見られる方がいたら見ていただきたいなど。ちょっと日にちと時間が詳しく情報がないので、すみません。

それから、今日は農業委員会の終わった後に農振協がありますので、農業委員の皆様には引き続き出席をお願いいたします。

それでは、本日の農業委員会、よろしくお願ひいたします。

○事務局長 ありがとうございました。

それでは、早速議題に入らせていただきます。

---

◎議長選出

○事務局長 会議規則第4条の規定により、会長に議長をお願いいたします。よろしくお願  
い  
します。

---

◎開議の宣告

○議長 それでは、議長を務めさせていただきますので、議事の進行にご協力をお願いいたし  
ます。

ただいまの出席農業委員ですが、13名でございます。定足数に達しておりますので、これ  
より会議を開きます。

なお、本日の会議に欠席の届出が推進委員の野口委員よりありましたので、報告させてい  
ただきます。

---

◎議事録署名人の指名

○議長 次に、議事録署名人の指名を行います。

9番、齊藤喜久夫委員、10番、松本高正委員を指名したいと思いますが、ご異議ございま  
せんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 ご異議ないものと認めます。よって、議事録署名人に9番、齊藤喜久夫委員、10番、  
松本高正委員を指名いたします。

---

◎諸般の報告

○議長 ここで諸般の報告をいたします。

5月22日の木曜日に、皆野長瀬農産物直売部通常総会——これは農協の直売部会ですな  
——に出席いたしました。

それから、先ほど話したとおり、昨日、ミューズパークで開かれた全国植樹祭に出席しま  
した。

以上で諸般の報告を終わります。

---

◎議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請1件について

○議長 それでは、議題に入りたいと思います。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請1件について議題とします。

農地法第3条、番号1、——氏が所有の農地を——氏が農地として取得するための許可申請について審議いたします。

事務局の説明を求めます。

○事務局 議案第1号、農地法第3条、番号1について説明いたします。

譲受人の方が、ご住所、——、——さん、譲渡人が——、——さん。

次に、申請土地の表示ですが、所在地がこちらですね、——さんのお住まいの土地と隣接している——の1筆です。地目は畑で、面積が338平米、権利の内容は売買による所有権移転となります。

資料のページの下ですね、案内図と公図があるので、場所の確認をお願いします。場所は、行政区、宮沢区内、千葉スチールから南に向かって50メートルほどの場所でございます。

次に、農家の状況ですが、現在、——さんは農家としての農地は所有しておらず、現在の場所は休耕状態の対象農地を耕作予定ということであります。農業従事者はご本人のみで、年間従事日数は200日です。

次に、資金計画は、土地購入費、こちらは畑と今お住まいの土地はお家込みですね、——で、資金調達は自己資金となります。

作付の計画ですが、今回取得する農地338平米に、ハウレンソウ、タマネギ、トマト、ナス、キュウリ等を耕作予定ということであります。時期としては9月以降を予定しているということです。

次に、農地の状況ですが、こちらが駅、役場等の半径500メートル以内の区域の農地のため、第2種農地と判断されます。

その他情報としては、県の自然公園の普通地域にあり、町道野上下郷123号線に接している農地となります。

以上で説明を終わります。

○議長 事務局の説明が終わりました。

次に、農業委員の説明をお願いします。

3番、武井哲夫委員の説明をお願いします。

○3番武井哲夫委員 武井です。

5月19日に、大谷さんと推進委員の坂上さん、それに私、それと譲渡人の——さん、譲受

人の——さんの5人で立会いをいたしました。

先ほどもありましたが、場所は宮沢区の千葉スチール工業の南側に当たりまして、国道140号より少し入った、ちょっとくぼ地に当たるようなところであります。周囲には四、五軒の住宅がある一般的な風景のところだと思います。

当該物件の畑につきましては、住宅兼畑となっている土地でありまして、以前は老夫婦が住んでおりましたが、3年前に奥さんも亡くなられてまして、現在この土地は空き家になっておりました。奥さんのところにはお子さんがいなかったもので、親戚でおいに当たる——さんが相続した次第であります。——さんの相続は、去年、1年前に相続が完了しております。そして、——さんにも当然自宅はありますので、この家はずっと3年間空き家となっております。

譲受人につきましては————ということありますけれども、ご主人が60歳で、譲受人の——さんが48歳ということで、通常ですとご主人の名義になる予定なんです、年齢も離れておりますので、司法書士と相談した結果、このほうがいいということになったらしいです。旦那さんは————をしており、奥さんは————の仕事をしているようです。

今後の計画といたしましては、庭畑でもありますので、現在は雑草が生えていましたけれども、数年前までは耕作しておりましたので、ちょっと手を加えれば耕作可能な地となると思います。作るものは、先ほど説明ありましたけれども、ご自分の家で消費する野菜などと聞いております。

特に問題はないと思いますけれども、よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長 武井哲夫委員の説明が終わりました。

続きまして、担当区域推進委員、坂上健司委員の説明をお願いします。

○坂上健司委員 お世話になります。

先ほどもおっしゃられましたように、先週の月曜日、19日に事務局、また武井さん、——さん、——さんと私と、今までは大体よくて2人、3人なんですけれども、今回は5人と。両者に一応立ち会っていただきまして、お話しいただきました。

現状を見ましたですけれども、先ほど来お話していますように、3年ほど手が入っていないということで、畑とはいっても草ぼうぼうで、手が入っておりません状態でございます。そこからやるんですけれども、実際に何ら問題はないと思います。

以上でございます。

○議長 坂上健司委員の説明が終わりました。

これより本件に対する質疑を行います。

よろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○議長 質疑がございませんので、以上をもちまして質疑を終結いたします。

これより本件に対する採決を行います。

本件は、農業委員会として許可したいと思いますが、これにご異議ございませんか。ご異議のない方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

○議長 ありがとうございます。

全員の挙手がございましたので、ご異議ないものと認めます。

よって、本件は許可することに決定いたします。

---

◎議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請1件について

○議長 続きまして、農地法第5条、番号1、——氏所有の農地を、——氏が自己用住宅へ転用するための許可申請について審議いたします。

事務局の説明を求めます。

○事務局 それでは、議案第2号、農地法第5条、番号1について説明いたします。

譲受人が、ご住所、——、肩書きが——にお住まいの——さん、譲渡人が、ご住所、——、——さんです。

次に、申請土地の表示ですが、所在地が——の1筆です。地目は畑で、面積が合計426.02平米です。権利の内容は、売買による所有権移転となります。

次に、下のページの案内図、公図です。こちらの場所ですが、井戸の法善寺さんの南に行くと、ほぼ隣ですね、南10メートルに位置する場所となっております。

次に、今回の申請事由です。——さんのほうで、今ご夫婦で子供が生まれたことで、——のほうから家族全員でこちらの長瀬町のほうへ移住のほうを考えているようで、今回、当該土地に建物を建てるために申請をしてきたというところとなっております。

次に、計画の内容ですね。今回は、資金計画が——円で、融資資金となります。

次に、農地の状況ですが、こちらは中山間地域にある農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地のため、第2種農地と判断されます。

その他の情報としては、県立自然公園の第2種特別地域にあり、県道長瀬玉淀自然公園線に接している農地となっております。

以上で説明は終わります。

○議長 事務局の説明が終わりました。

次に、農業委員の説明をお願いします。

6番、鈴木智子委員の説明をお願いします。

○6番鈴木智子委員 お世話になります。

21日の水曜日に、事務局の大谷さんと現地の確認に行っていました。

法善寺ということで、私もよく通るところなんですけれども、前は大分草もぼうぼうのところもあったんですが、ここのところ二、三年、すごくよく手入れがされていて、今回の対象のうちの1つで現在も他の作物を植えたりしてやっている方もいるようで、そちらのすぐ横ということなんですけど、非常によく手入れをされていて、今あまり草も生えていないような状態の農地となっております。

先ほどもありましたように、お子さんが生まれたことでこちらに移転ということもありますので、人口も増える、まだこれからお生まれになる予定もあるんじゃないかということも考えますと、こちらに移住していただけるのは大変ありがたいのかなと思いますし、土地も結構広いので、中で庭畑ですとか、その辺をやっていただければ大変助かるなというふうに考えておりますので、妥当かなというふうに思います。

以上です。よろしく願いいたします。

○議長 鈴木智子委員の説明が終わりました。

これは農振委員が行っているの。

○事務局長 そうですね、去年の5月に除外の申請をして、その除外が通った土地となっております。

○議長 野口さんは行っているの。

○事務局 野口さんは……

○事務局 もともと欠席予定だから行っていないということです。

○事務局 そうですね、あとは都合がちょっと合わないのということです。

○議長 分かりました。

それでは、これより本件に対する質疑を行います。

齊藤喜久夫委員。

○9番齊藤喜久夫委員 子供が生まれたということなんで、この方の年齢は幾つですか。

○事務局 32歳だったと……

○9番齊藤喜久夫委員 それで、住所が—————ということで、仕事は大丈夫なんですかね、こっちへ来て。いきなり撤退みたいな形になっても困るので。環境がいいところに来るのはいいんだけど、経済的なほうはそこまで農業委員会で立ち入る必要はないのかなとは思いますが。

○議長 鈴木さんは本人と会ったの。

○6番鈴木智子委員 いや、いらっしゃいませんでした。

○議長 会わなかったの。

○6番鈴木智子委員 はい。

○9番齊藤喜久夫委員 ——さんというのは、地元の方なんか関係あるんですか。

○6番鈴木智子委員 ちょっとそこまでの情報は私もないですけども、譲渡人の方も——の方というのは私も知らなかったことで、法善寺のものかと思っていたぐらいで。

○9番齊藤喜久夫委員 それは相続とか何かでそういう形になっているんだと思うけれども、若い人がこっちへ来て、環境がいいところで子育てしたいという気持ちは分かりますけれども、経済的なところは、そこまで立ち入っていいのか分からないけれども、ちょっとそっちが心配です。

○事務局 申請書上ですとやっぱりそこまでの情報が入ってなくて、恐らく中での想像なんですけれども、今リモートで仕事とかできるんで、そういう関係なのかなという。それで、これだけの金額の融資資金を受けられるということは……

○9番齊藤喜久夫委員 融資が下りるという話だから、審査は通っているんだと思うけれども、ちょっとその辺の情報が個人的にちょっと。

○事務局 気になりますよね。

○9番齊藤喜久夫委員 よく通るところだからさ。

分かりました。いいです、すみません。

○議長 でも、一応本人に確認はしたほうがいいかもね。

○事務局 そうですね、代理人が入った申請なので、それを通じて確認をしてみます。

○9番齊藤喜久夫委員 農業委員会というのは、変な話、そこまでは立ち入れないんだよ。

- 事務局 代理人のほうも、どういった勤めをされているかまでは、知っているケースと知らないケースがありまして……
- 9番齊藤喜久夫委員 そこまで求める必要はないという判断なんですね、農業委員会は。
- 事務局 いや、農業委員会としては、求めることはできます。審査の判断内容になるので。
- 9番齊藤喜久夫委員 ちょっと老婆心ながらというか、経済的なものが一番かなと思うんで。
- 議長 特に3条の場合はうるさいだろうけれども、住宅の場合だと、まあ間違いはないだろうけれども。
- 9番齊藤喜久夫委員 生活の基盤になるわけだから、一応こっちで勤めるのか単身赴任か知らないけれども。
- 議長 そうそう。それから、こっちが別荘みたいに使われるかもしれないし、その辺は分からないよね。
- 事務局 ただ、今回は移住ということで。
- 事務局 移住ということまでは聞いているので。
- 10番松本高正委員 あと、——さんというのは何歳ぐらいの方ですか。こっちと関係あるんですか。
- 事務局 恐らく……
- 事務局長 61年に相続していますね。40年前に相続ですね。
- 事務局 結構ご高齢だと思います。
- 事務局長 ああ、ごめんなさい。平成24年に相続ですね。24年に相続だから……
- 事務局 本人確認通知書というのがついているので、一番下ですか、それに生年月日が載っていると思うんです。ご年齢73歳だそうです。——さん、73歳。
- 9番齊藤喜久夫委員 73の同級に——というのはい井戸にいたんだ。
- 事務局 ああ、そうなんですね、その方です。
- 9番齊藤喜久夫委員 なのか分からないけれども。
- 事務局 そうですね、理由までは分かりませんが……
- 事務局長 26年7月4日ですね。
- 9番齊藤喜久夫委員 井戸で知らないの。
- 事務局長 うちの奥さんの土地も、こんな、本庄の野口さんという人が持っているところなんですよ。この人かなと思っていたんで。
- 9番齊藤喜久夫委員 その近くに、道が隔てたところに、まだ四、五年前かな、家が建って

いて、ちっちゃい家だけれども、その人とは違うけど。たしか前、——さんの名前で出てきた。

○事務局長 ああ、そうですか。

○9番齊藤喜久夫委員 あったことがあったような記憶もあるんで、ちょっといいかげんなん  
で分からないけれども。

○議長 松本委員。

○10番松本高正委員 この移住に関しては、長瀬町というのは助成金というのはないんです  
か。

○事務局長 ありますね。東京から来れば、もしかして条件に合えば、いいやつがあります。  
結構、100万ぐらい出るのがあるんですよ。

○10番松本高正委員 これにはそういうのが載っていないから、載せないのかな、それとも  
載せればまたちょっと感じが違うじゃないですか。

○事務局長 そうですよ。違うかもしれません。

○事務局 恐らく、多分こちらを検討する際にも、譲受人の方はそういった資料たちを見なが  
ら、ここに来ればこういった補助金も利用できるしというのは恐らく把握しているかなとは。

○10番松本高正委員 行政とか、広告でよく出てくるけれども、いろいろなことをコマーシ  
ヤルしているところもあるけれども、長瀬町にこういう制度があって、来てもいいよみたい  
な、おいでみたいな話ができれば、そういうことが、空き家バンクも含めて、またあるんで  
あればだよ。

○事務局 あります。

○事務局長 ——から来て本当に合致すれば結構いい、埼玉県とかの補助金も合わせて最大  
200だったか、結構いいのがあるんですよ。

○事務局 現役世代で。

○事務局長 現役世代であれば結構いい。それに合致すれば。合致しなくても三、四十万は出  
ますね、家建ててくれれば。

○事務局 あとは、——さんのように相続したお家とか土地をどうしようかという話があった  
ときはあったときは、下の課税のほうでも一応空き家バンクなんかもご案内はしている状況  
ですね。

○事務局 どなたかいらっしゃるんですか、松本さん。何かそうやって外から呼べそうな方と  
いうんですか。

- 10番松本高正委員 いれば、いいのかというのは、どこまでが。
- 事務局長 元はちっちゃいんですけれども、都内からでも結構それが合致すればいいのがあります。
- 10番松本高正委員 あちこち出ているのが結構多いじゃないですか。長男坊とかみんな出ていっちゃっているから、お年寄りばかりだから、引き込めるんだったら来ればいい、移住すればあるよと話ができるけれども、来てもいいところがないんじゃないし、みんないいか悪いかという話になってくるから。
- 議長 当然情報提供はしてますので。
- 10番松本高正委員 あまり難しいことを言うと、まあいいやとなっちゃうから。ありますよと一言言って、いいのがありますよというぐらい言っておいてもらえば、また違うと思うし。
- 事務局 一番は年齢ですかね。
- 事務局長 年齢、そうですね、年齢制限があったりするんですけれども。
- 9番齊藤喜久夫委員 でも、——の融資を受けるので、32歳で30年以上なくて返せるんだと。全額借りるというわけじゃないだろうけれども。
- 事務局 おそらくフルローンと出ていましたから。
- 事務局 今、野原さんの見られている資料に出ているんですけれども、フルローンと。
- 議長 若い夫婦が来られるということなんで、ウエルカムですね。
- 10番松本高正委員 来てもしきなり空き家じゃ、また困るしね。すぐに になっちゃっても困る。
- よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

- 議長 それでは、以上をもちまして質疑のほうを終結いたします。
- これより本件に対する採決を行います。
- 本件は、許可相当の意見を付して県知事宛て進達したいと思いますが、これにご異議ございませんか。ご異議のない方は挙手をお願いします。
- (賛成者挙手)
- 議長 ありがとうございます。全員の挙手がありましたので、ご異議ないものと認めます。
- よって、本件は許可相当の意見を付して県知事宛て進達することに決定いたしました。
- 以上で議案の審議は終了いたしました。

---

◎その他

○議長 次に、その他でございますが、6月の委員会日程でございます。6月の委員会は、25日水曜日、午後1時30分からとしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 では、25日水曜日、午後1時30分からといたします。

事務局から説明か何かほかにごございますでしょうか。

○事務局 1回切った後で。

○議長 終わった後で。

○事務局長 終わった後で、はい。

○議長 それでは、以上で本日予定した議題は終了いたしました。

これで議長の職を解かせていただきます。ご協力ありがとうございました。

それでは、少し事務局のほうから情報提供があるようですので、よろしく申し上げます。

---

◎閉 会

○事務局 それでは、これをもちまして令和7年第5回農業委員会総会を閉会とさせていただきます。ありがとうございました。

(午後1時52分)

上記のとおり会議の顛末に相違ないことを証するため、下記のとおり署名する。

令和7年5月26日

議 長 宮 澤 史 明

署名委員 齊 藤 喜 久 夫

署名委員 松 本 高 正